様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2026年 1月29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ふくおか  一般事業主の氏名又は名称 福岡トーヨー株式会社  （ふりがな）さくらい　のぶや  （法人の場合）代表者の氏名 櫻井　信也  住所　〒837-0927  福岡県 大牟田市 中白川町１丁目６０番地３  法人番号　7290001053747  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://fukuokatoyo.com/dx/  　添付リンク内「福岡トーヨー株式会社DX戦略2023」p3 | | 記載内容抜粋 | ①　【01　当社のDX推進における基本方針及び方向性】  ・バックヤードはデジタルで効率化・最適化、人(お客様や社員)との接点はアナログで、お客様満足度・従業員満足度の向上を進める。  ・ITを活用しデータドリブンを進め、成果が出てたこと効率が上がったことをマニュアル化、デジタル化、チェックリスト化、横展開化する。  　データに基づいた業務改革・人材育成・意識改革を行っていく。  代表取締役　櫻井信也 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　社内プロセスに基づき、代表取締役社長に対して最終的な内容確認の上、取締役会（意思決定機関）の承認を得て決定されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://fukuokatoyo.com/dx/  　添付リンク内「福岡トーヨー株式会社DX戦略」p4とp6 | | 記載内容抜粋 | ①　【02　DX推進シナリオ（方策）】  ① バックヤード・ワークスタイル  ・ITツールによる業務効率化  RPAツールを用いて本来手作業でなくて良い作業（資料作成や提出）をロボット化し効率化しています。  また、全社員で内容を共有出来るデジタルノートアプリを用いて紙媒体でのやり取りをなくし効率化、ペーパーレス化に努めております。  ・データドリブンに全社員が共通BIツールを使用し取り組む。  Google社のLooker Studioを共通BIツールとし戦略会議等に用いて数字に基づいた戦略を立てるようしています。また、見積等の進捗、推移の管理表として活用し、流れを読み取るようにしています。  ・DX人材の育成、会社レベルでのデータ活用とITリテラシー向上  外部研修の開催がある度に活用しDX人材の育成を行っています。  ② 組織・内部改革  ・DX（業務改革推進部）部署設立  ・DX推進に向けた社員教育実施  ③ 新サービス事業展開  ・DX推進内容及びBIツール社内浸透  ・コンサルティング事業に向けた準備と社内整備 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　社内プロセスに基づき、代表取締役社長に対して最終的な内容確認の上、取締役会（意思決定機関）の承認を得て決定されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXにおける当社の取り組み  　添付リンク内「福岡トーヨー株式会社DX戦略」p5、p8、p9 | | 記載内容抜粋 | ①　【03　DX推進体制】  DX推進部を筆頭に全社横断でDXを推進していきます。  推進内容抜粋  ・DXによる戦略改革  ・社内変革、内部変革  ・新規事業設立  【05　現状を踏まえた課題の把握】  ・従業員向けDX・ITリテラシー教育  【06　DX推進の進捗を図る指標】  ・管理職に対するDX、ITリテラシー独自研修（年12回） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXにおける当社の取り組み  　添付リンク内「福岡トーヨー株式会社DX戦略」p8 | | 記載内容抜粋 | ①　【05　現状を踏まえた課題の把握】  DX推進のために下表の環境および教育に取り組んでいます。  ・全従業員に対しiPad支給  ・BIツール、GoogleWorkSpace(Looker Studio)を活用した情報の見える化  ・従業員向けDX、ITリテラシー教育  ・RPA導入と活用  ・コンサルティング事業（DX推進部）設立 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://fukuokatoyo.com/dx/  　添付リンク内「福岡トーヨー株式会社DX戦略」p9 | | 記載内容抜粋 | ①　【06　DX推進の進捗を図る指標】  各戦略に対し下記指標に則り推進します。  ・生産性向上  2024年目標：2023年度比で10％以上の向上  ・残業削減  2024年目標：2023年度比で残業時間10％減  ・コンサルティング事業設立（2025年）  成功体験、事例を基にしたコンサルティング。同業種、異業種に対するアプローチ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 8月 4日 | | 発信方法 | ①　DXにおける当社の取り組み  　当社コーポレートサイト  　https://fukuokatoyo.com/dx/  　添付リンク内【DXにおける当社の取り組み】の箇所 | | 発信内容 | ①　福岡トーヨー株式会社では昨今のデジタル化の環境に柔軟かつ迅速に対応する為、デジタル・IT化を推進して参りました。  経済産業省からも「2025年の壁」と発信されている通りDX推進の格差を乗り越え、活躍する企業である為にもDXに対する取組みが必須となってきます。  その環境に対して即応できるように当社内にてDX推進部を設置致しました。  データドリブン経営を行うためBIツールを使い倒し、業務効率化にRPAやその他手段で変革を成し遂げていくことを事業展望としています。  既存のシステムや仕組みの見直しを行い、ビジネスプロセス改善に努めた上でさらなるお客様に寄り添った対応、変革を行うことを目的にDXを推進して参ります。  代表取締役　櫻井信也 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 6月頃　～　2023年 7月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。